

# 国交省直轄工事の施工には 元請・下請に関わらず 社会保険への加入が必要です！



**社会保険**

**入ってつくろう！**

**明るい職場**

平成29年10月以降に入札公告を行う工事では、二次下請以下についても、

社会保険未加入企業が確認された場合、

元請企業にペナルティが発生することがあります。

## 【お問い合わせ先】

※対象工事の詳細・例外規定については・・・

室蘭開発建設部契約課：0143-25-7026

※社会保険加入に対する取組等については・・・

建設業フォローアップ相談ダイヤル：0570-004976

※加入手続については・・・

健康保険・厚生年金保険：最寄りの年金事務所

雇用保険：最寄りの公共職業安定所

